

許可番号 第10040002863号

写 産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県倉敷市吉岡293番地1
名称 倉敷企業株式会社
代表取締役 井上 正士



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日 平成26年 6月 9日

許可の有効年月日 令和 2年 8月 9日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (焼却、固定式破碎、選別、破碎・圧縮固化)
最終処分 (埋立)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

焼却: 木くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)

固定式破碎: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (かれき類を除く。)、陶磁器くず、がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を除く。)

選別: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (かれき類を除く。)、陶磁器くず、鉋さい、がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を除く。)

破碎・圧縮固化: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を除く。)

埋立: 燃え殻、汚泥 (無機性汚泥又は建設汚泥に限る。)、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (かれき類を除く。)、陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 焼却施設

設置場所 岡山県倉敷市黒石字大平983番8他3筆

設置年月日 平成5年6月1日

処理能力 4.6t/日 (10時間)

産業廃棄物の種類 木くず

許可年月日 平成10年2月27日 (届出・みなし許可)

- (2) 施設の種類 破碎施設 (a)
 設置場所 岡山県倉敷市連島町西之浦 4566 番 1 他 4 筆
 設置年月日 平成 5 年 1 月 6 日
 処理能力 224t/日 (8 時間)
 産業廃棄物の種類 ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)、陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、がれき類
 許可年月日 平成 13 年 4 月 25 日 (届出・みなし許可)
- (3) 施設の種類 破碎施設 (b)
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上 3326 番 2 他 1 筆
 設置年月日 平成 9 年 3 月 17 日
 処理能力 4.72t/日 (8 時間)
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)、陶磁器くず、がれき類
- (4) 施設の種類 破碎施設 (c)
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字弥高 3737 番 3 他 2 筆
 設置年月日 平成 16 年 11 月 12 日
 処理能力 廃プラスチック類 71.73t/日 (8 時間)、木くず 112.72t/日 (8 時間)
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず
 許可年月日 平成 16 年 8 月 11 日
 許可番号 第(7)-K05号、第(8の2)-K13号
- (5) 施設の種類 破碎施設 (d)
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字弥高山東疇 3765 番 2
 設置年月日 平成 26 年 5 月 19 日
 処理能力 廃プラスチック類 9.192t/日 (8 時間)、木くず 23.472t/日 (8 時間)、
 がれき類 9.720t/日 (8 時間)
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)、及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、がれき類 (廃瓦に限る。)
 許可年月日 平成 26 年 2 月 17 日
 許可番号 第(7)-K15号、第(8の2)-K39号
- (6) 施設の種類 選別施設
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上 3324 番 2、3325 番 2
 設置年月日 平成 17 年 7 月 1 日
 処理能力 廃プラスチック類 256t/日 (8 時間)、木くず 400t/日 (8 時間)
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
 ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)、陶磁器くず、鉋さい、
 がれき類
- (7) 施設の種類 破碎・圧縮固化施設
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字弥高 3737 番 3 他 2 筆
 設置年月日 平成 17 年 12 月 10 日
 処理能力 廃プラスチック類 18.5t/日 (10 時間)、木くず 29.1t/日 (10 時間)
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
 許可年月日 平成 17 年 7 月 27 日
 許可番号 第(7)-K09号、第(8の2)-K19号

- (8) 施設の種類 安定型最終処分場 (a)
 設置場所 岡山県倉敷市連島町西之浦 4566 番 1 他 3 筆
 設置年月日 平成 4 年 12 月 3 日
 処理能力 埋立面積 2,055 m² 埋立容量 10,031 m³
 産業廃棄物の種類 がれき類
- (9) 施設の種類 安定型最終処分場 (b)
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上 3318 番 2 他 11 筆
 設置年月日 平成 7 年 3 月 31 日
 処理能力 埋立面積 54,232 m² 埋立容量 513,348 m³
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・
 陶磁器くず、がれき類
 許可年月日 平成 6 年 8 月 17 日
 許可番号 第 3-(14)-1 号
- (10) 施設の種類 管理型最終処分場
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上 3322 番 2 他 5 筆
 設置年月日 平成 9 年 12 月 26 日
 処理能力 埋立面積 7,781 m² 埋立容量 40,309 m³
 産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥 (無機性汚泥又は建設汚泥に限る。) 廃プラスチック類、ゴムくず、
 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず、
 鋳さい、がれき類、ばいじん
 許可年月日 平成 8 年 9 月 19 日
 許可番号 第 3-(14ハ)-1 号

3. 許可の条件

- (1) 有害な産業廃棄物を除く。
- (2) 処理施設の設置場所及び用地面積
- | | | | | | |
|---|--------------|------|--------------------------------|------|-----------------------|
| ア | 焼却施設 | 設置場所 | 倉敷市黒石字大平 983 番 8 他 3 筆 | 用地面積 | 2,322 m ² |
| イ | 破碎施設 (a) | 設置場所 | 倉敷市連島町西之浦 4566 番 1 他 4 筆 | 用地面積 | 890 m ² |
| ウ | 破碎施設 (b) | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字前後ノ上 3326 番 2 他 1 筆 | 用地面積 | 1,386 m ² |
| エ | 破碎施設 (c) | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字弥高 3737 番 3 他 2 筆 | 用地面積 | 3,349 m ² |
| オ | 破碎施設 (d) | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字弥高山東疇 3765 番 2 | 用地面積 | 1,575 m ² |
| カ | 選別施設 | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字前後ノ上 3324 番 2、3325 番 2 | 用地面積 | 2,646 m ² |
| キ | 破碎・圧縮固化施設 | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字弥高 3737 番 3 他 2 筆 | 用地面積 | 3,349 m ² |
| ク | 安定型最終処分場 (a) | 設置場所 | 倉敷市連島町西之浦 4566 番 1 他 3 筆 | 埋立面積 | 2,055 m ² |
| ケ | 安定型最終処分場 (b) | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字前後ノ上 3318 番 2 他 11 筆 | 埋立面積 | 54,232 m ² |
| コ | 管理型最終処分場 | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字前後ノ上 3322 番 2 他 5 筆 | 埋立面積 | 7,781 m ² |
- (3) 処分を行う産業廃棄物の種類
- ア 破碎施設 (a) ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、がれき類に限る。

- イ 破碎施設 (b) 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類に限る。
- ウ 破碎施設 (c) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずに限る。
- エ 破碎施設 (d) 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、がれき類（廃瓦に限る。）に限る
- オ 安定型最終処分場 (a) がれき類に限る。
- カ 安定型最終処分場 (b) 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 5年 4月 23日 変更許可（中間処理及び最終処分の追加）
- 平成 25年 8月 10日 更新許可（優良認定）
- 平成 26年 1月 24日 変更許可（擁壁の設置及び埋立面積の増加）
- 平成 26年 6月 9日 変更許可（中間処理施設の追加による許可の条件の変更）
- 平成 28年 12月 2日 変更届に伴う許可証の書換え（中間処理の一部廃止）
- 平成 30年 4月 25日 変更届に伴う許可証の書換え（埋立容量の増加）
- 平成 30年 9月 4日 変更届に伴う許可証の書換え（住所の変更）
- 令和 元年 8月 9日 変更届に伴う許可証の書換え（名称及び代表者の変更）

5. 規則第10条の9第3項の規定により準用する規則第10条の4第5項による許可証の提出の有無

無